

資料番号2-3

柏市情報公開・個人情報保護審議会条例（平成16年柏市条例第12号）新旧対照表

改正前	改正後
柏市情報公開・個人情報保護審議会条例 (設置) 第1条 本市における情報公開制度及び個人情報保護制度の適正な運営並びに特定個人情報保護評価の適正な実施に資するため、地方自治法(昭和22年法律第67号)第138条の4第3項の規定により<u>柏市情報公開・個人情報保護審議会</u>(以下「<u>審議会</u>」という。)を置く。 (所掌事務) 第2条 審議会の所掌事務は、次のとおりとする。 (1) 柏市情報公開条例(平成12年柏市条例第4号)第18条第1項又は柏市個人情報保護条例(平成16年柏市条例第11号)第46条第1項の規定による諮問に応じ<u>不服申立て</u>について調査審議すること。 (2)から(5)まで 略 (部会) 第6条 審議会は、その所掌事務を分掌させるため、その指名する委員5人以上をもって構成する部会を置くことができる。 2から5まで 略 (議事) 第7条 略 2及び3 略 4 前3項の規定は、部会の議事に準用する。 (審議会の調査権限)	柏市行政不服及び情報公開・個人情報保護審議会条例 (設置等) 第1条 本市における情報公開制度及び個人情報保護制度の適正な運営並びに特定個人情報保護評価の適正な実施に資するため、地方自治法(昭和22年法律第67号)第138条の4第3項の規定により<u>柏市行政不服及び情報公開・個人情報保護審議会</u>(以下「<u>審議会</u>」という。)を置く。 2 審議会は、<u>行政不服審査法(平成26年法律第68号)第81条第1項の機関とする。</u> (所掌事務) 第2条 審議会の所掌事務は、次のとおりとする。 (1) 柏市情報公開条例(平成12年柏市条例第4号)第19条第1項又は柏市個人情報保護条例(平成16年柏市条例第11号)第47条第1項の規定による諮問に応じ<u>審査請求</u>について調査審議すること。 (2)から(5)まで 略 (6) <u>行政不服審査法第43条第1項の規定による諮問に応じ審査請求について調査審議すること。</u> (部会) 第6条 審議会は、その所掌事務(第2条第6号に掲げる所掌事務を除く。)を分掌させるため、その指名する委員5人以上をもって構成する部会を置くことができる。 2から5まで 略 (合議体) 第6条の2 審議会は、第2条第6号に掲げる所掌事務を分掌させるため、その指名する委員3人をもって構成する合議体を置くことができる。 2 前条第2項、第3項及び第5項の規定は、合議体について準用する。この場合において、同条第2項及び第3項中「<u>部会長</u>」とあるのは、「<u>審査長</u>」と読み替えるものとする。 (議事) 第7条 略 2及び3 略 4 前3項の規定は、部会及び合議体の議事について準用する。<u>この場合において、合議体の議事について準用するときは、第2項中「の半数以上」とあるのは、「全員」と読み替えるものとする。</u> (第2条第1号に掲げる調査審議) 第7条の2 第2条第1号に掲げる調査審議に係る審議会(第6条第1項の規定により置かれる部会にその所掌事務を分掌させる場合にあっては、部会。次条から第11条までにおいて同じ。)の調査権限及び調査審議の手続は、次条から第12条までに定めるところによる。 (審議会の調査権限)

第8条 審議会(第6条第1項の規定により置かれる部会にその所掌事務を分掌させる場合にあっては、部会。以下この条から第11条まで、第13条及び第14条において同じ。)は、必要があると認めるときは、諮問庁(柏市情報公開条例第18条第1項の規定により諮問をした情報公開実施機関又は柏市個人情報保護条例第46条第1項の規定により諮問をした個人情報保護実施機関をいう。以下同じ。)に対し、柏市情報公開条例第11条第1項に規定する開示決定等(以下「情報開示決定等」という。)に係る公文書(同条例第2条第2項に規定する公文書をいう。以下同じ。)又は柏市個人情報保護条例第23条第1項に規定する開示決定等、同条例第36条第1項に規定する訂正決定等若しくは同条例第44条第1項に規定する利用停止決定等(以下「個人情報開示等決定等」という。)に係る保有個人情報(同条例第2条第3項に規定する保有個人情報をいう。以下同じ。)の提示を求めることができる。この場合においては、何人も、審議会に対し、その提示された公文書又は保有個人情報の開示を求めることができない。

- 2 諮問庁は、審議会から前項の規定による求めがあったときは、これを拒んではならない。
- 3 審議会は、必要があると認めるときは、諮問庁に対し、情報開示決定等に係る公文書に記録されている情報又は個人情報開示等決定等に係る保有個人情報に含まれている情報の内容を審議会の指定する方法により分類し、又は整理した資料を作成し、審議会に提出するよう求めることができる。
- 4 第1項及び前項に定めるもののほか、審議会は、不服申立てに係る事件に関し、不服申立人、参加人又は諮問庁(以下「不服申立人等」という。)に意見書又は資料の提出を求めること、適当と認める者にその知っている事実を陳述させることその他必要な調査をすることができる。

(意見の陳述)

第9条 審議会は、不服申立人等から申出があったときは、当該不服申立人等に口頭で意見を述べる機会を与えなければならない。ただし、審議会が、その必要がないと認めるときは、この限りでない。

第8条 審議会は、必要があると認めるときは、処分庁等(柏市情報公開条例第11条第1項に規定する開示決定等(以下「情報開示決定等」という。))をした情報公開実施機関若しくは柏市個人情報保護条例第23条第1項に規定する開示決定等、同条例第36条第1項に規定する訂正決定等若しくは同条例第44条第1項に規定する利用停止決定等(以下「個人情報開示等決定等」という。))をした個人情報保護実施機関又は柏市情報公開条例第6条第1項に規定する開示請求に係る不作為(当該開示請求に対し何らの処分をもしないことをいう。))に係る情報公開実施機関若しくは柏市個人情報保護条例第52条に規定する開示請求等に係る不作為(当該開示請求等に対し何らの処分をもしないことをいう。))に係る個人情報保護実施機関をいう。以下同じ。))に対し、情報開示決定等に係る公文書(柏市情報公開条例第2条第2項に規定する公文書をいう。以下同じ。))又は個人情報開示等決定等に係る保有個人情報(柏市個人情報保護条例第2条第3項に規定する保有個人情報をいう。以下同じ。))の提示を求めることができる。この場合においては、何人も、審議会に対し、その提示された公文書又は保有個人情報の開示を求めることができない。

- 2 処分庁等は、審議会から前項の規定による求めがあったときは、これを拒んではならない。
- 3 審議会は、必要があると認めるときは、処分庁等に対し、情報開示決定等に係る公文書に記録されている情報又は個人情報開示等決定等に係る保有個人情報に含まれている情報の内容を審議会の指定する方法により分類し、又は整理した資料を作成し、審議会に提出するよう求めることができる。
- 4 第1項及び前項に定めるもののほか、審議会は、審査請求に係る事件に関し、審査請求人、参加人(行政不服審査法第13条第4項に規定する参加人をいう。以下同じ。))又は処分庁等(以下「審査関係人」という。))に意見書又は資料の提出を求めること、適当と認める者にその知っている事実を陳述させることその他必要な調査をすることができる。

(意見の陳述)

第9条 審議会は、審査請求人又は参加人から申出があったときは、当該申出をした者(以下「申出人」という。))に口頭で審査請求に係る事件に関する意見を述べる機会を与えなければならない。ただし、審議会が、その必要がないと認めるときは、この限りでない。

- 2 前項本文の規定による意見の陳述(以下「口頭意見陳述」という。))は、申出人から特に求めがあったときは、審議会が期日及び場所を指定し、全ての審査関係人を招集してさせることができる。この場合において、申出人は、審議会の承認を得て、審査請求に係る事件に関し、処分庁等に対して、質問を発することができる。

2 前項本文の場合においては、不服申立人又は参加人は、審議会の承認を得て、補佐人とともに出頭することができる。

(意見書等の提出)

第10条 不服申立人等は、審議会に対し、意見書又は資料を提出することができる。ただし、審議会が意見書又は資料を提出すべき相当の期間を定めたときは、その期間内にこれを提出しなければならない。

(提出資料等の閲覧又は複写)

第11条 不服申立人等は、審議会に対し、第8条第3項若しくは第4項又は前条の規定により審議会に提出された資料又は意見書の閲覧又は複写を求めることができる。この場合において、審議会は、第三者の利益を害するおそれがあると認めるときその他正当な理由があるときでなければ、その閲覧又は複写を拒むことができない。

2 審議会は、前項の規定による閲覧又は複写について、日時及び場所を指定することができる。

(不服申立てに係る事件の答申書の送付等)

第12条 審議会は、不服申立てに係る事件の諮問について答申をしたときは、答申書の写しを不服申立人及び参加人に送付するとともに、答申の内容を公表するものとする。

(意見の聴取等)

3 口頭意見陳述において、申出人は、審議会の承認を得て、補佐人とともに出頭することができる。

4 口頭意見陳述において、審議会は、申出人のする陳述が審査請求に係る事件に関係のない事項にわたる場合その他相当でない場合には、これを制限することができる。

(意見書等の提出)

第10条 審査関係人は、審議会に対し、意見書又は資料を提出することができる。ただし、審議会が意見書又は資料を提出すべき相当の期間を定めたときは、その期間内にこれを提出しなければならない。

(提出資料等の閲覧等)

第11条 審査関係人は、審査請求に係る事件の調査審議が終結するまでの間、審議会に対し、第8条第3項若しくは第4項又は前条の規定により審議会に提出された書類等(以下「提出書類等」という。)の閲覧(電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう。以下同じ。))にあつては、記録された事項を審議会が別に定める方法により表示したものの閲覧)又は当該提出書類等の写し(電磁的記録にあつては、記録された事項を記載した書面)の交付を求めることができる。この場合において、審議会は、第三者の利益を害するおそれがあると認めるときその他正当な理由があるときでなければ、その閲覧又は交付を拒むことができない。

2 審議会は、前項の規定による閲覧をさせ、又は同項の規定による交付をしようとするときは、当該閲覧又は交付に係る提出書類等の提出人の意見を聴くものとする。ただし、審議会がその必要がないと認めるときは、この限りでない。

3 審議会は、第1項の規定による閲覧について、日時及び場所を指定することができる。この場合において、審議会は、提出書類等の保存に支障を生じるおそれがあると認めるときその他正当な理由があるときは、その写しにより、同項の規定による閲覧をさせることができる。

4 第1項の規定による交付を受ける審査請求人又は参加人は、手数料を納めなければならない。

5 市長は、前項の手数料を減額し、又は免除することができる。

6 第4項の手数料については、前2項に定めるもののほか、柏市行政不服審査法等手数料条例(平成27年柏市条例第 号)の例による。

(審査請求に係る事件の答申書の送付等)

第12条 審議会は、第2条第1号に規定する諮問について答申をしたときは、答申書の写しを審査請求人及び参加人に送付するとともに、答申の内容を公表するものとする。

(意見の聴取等)

第13条 審議会は、不服申立てに係る事件以外の事案について、必要があると認めるときは、専門的事項に関し、学識経験者その他適当と認める者に出席を求め、その説明又は意見を聴くことができる。

(審議会の会議の公開)

第14条 審議会は、その会議を公開するものとする。ただし、柏市情報公開条例第7条に規定する不開示情報が含まれる事項についての調査審議及び不服申立てに係る事件の諮問についての調査審議を行う会議については、その全部又は一部を公開しないことができる。

第13条 審議会(第6条第1項の規定により置かれる部会にその所掌事務を分掌させる場合にあっては、部会)は、第2条第1号及び第6号に規定する審査請求に係る事件以外の事案について、必要があると認めるときは、専門的事項に関し、学識経験者その他適当と認める者に出席を求め、その説明又は意見を聴くことができる。

(審議会の会議の公開)

第14条 審議会(第6条第1項の規定により置かれる部会又は第6条の2第1項の規定により置かれる合議体に所掌事務を分掌させる場合にあっては、それぞれ部会又は合議体)は、その会議を公開するものとする。ただし、柏市情報公開条例第7条に規定する不開示情報が含まれる事項についての調査審議並びに第2条第1号及び第6号に規定する審査請求に係る事件の諮問についての調査審議を行う会議については、その全部又は一部を公開しないことができる。